

～最低賃金改定に対応した賃上げを実施した市内中小企業等の皆さまへ～ 郡山市中小企業賃上げ支援補助金のお知らせ

郡山市では、令和7年9月5日から令和8年1月1日の期間に最低賃金改定に対応した賃上げを実施し、福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金（以下、「県助成金」という。）の助成を受けた市内中小企業等を応援します。

補助の対象となる事業者

県助成金の助成を受けた市内に事業所を有する方のうち次の全てに該当する方

- (1) 県助成金の賃上げ対象従業員のうち、市内の事業所に勤務する従業員について、賃上げ後の賃金水準以上を維持し、1年以上継続して雇用する見込みがある方（県助成金の助成決定を受けた賃金改定の時点において市内の事業所に勤務する従業員で、補助金の申請までの間に転勤した従業員を雇用する者を含む）
- (2) 市税等を滞納していない方

補助金額

県助成金における賃上げ対象従業員のうち

郡山市内の事業所に勤務する従業員1人につき1万円

6月11日より、県助成金の助成決定を受けた賃金改定時に郡山市内事業所に勤務し、本補助金の申請までに市外の事業所に転勤された従業員も補助対象となりました。（他市町村の類似した補助金の交付対象となつた従業員を除く）

申請期限

**令和8（2026）年
9月30日まで**

※期限内であっても
予算上限に達した場合は
受付終了となります。

補助金交付の流れ



補助金の申請に必要なもの

- (1) 郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (3) 県助成金の助成決定通知等県助成金の助成を受けたことが確認できる書類の写し
- (4) 県助成金の賃上げ対象従業員一覧の写し
※郡山市内の事業所に勤務する従業員が特定できるようにしてください。
- (5) 労働条件通知書や被保険者台帳等、対象従業員が市内事業所に雇用されていることが確認できる書類の写し（転勤した従業員においては、賃金改定時の労働条件通知等の写し）
- (6) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類

市への申請前に県助成金の
助成決定が必要です！



お問い合わせ 申請先

郡山市農商工部 産業雇用政策課（本庁舎1階）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2251 FAX 024-925-4225

E-mail koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp



申請に関する詳細
はウェブサイト
をご覧ください。